



2025年1－3月期四半期別GDP速報（1次速報値）
における推計方法の変更等について

令和7年4月24日
内閣府経済社会総合研究所
国民経済計算部

1. 「サービス産業動態統計」（総務省）を用いた供給側推計の変更について

2025年1月調査分から「特定サービス産業動態統計」（経済産業省）及び「サービス産業動向調査」（総務省）が統合され、「サービス産業動態統計」が創設されたことに伴い、2025年1－3月期から供給側推計では使用する基礎統計の変更を行う¹。

なお、以下に示す供給側細品目については、「サービス産業動態統計」で新設された産業細分類の2024年12月値が存在しないことから、補助系列として必要な前月比が2025年1月分に限り推計できない。そこで、2025年1月分の前月比については、次のとおり対応する。

（1）「サービス産業動態統計」の産業細分類を足し上げた分類を用いた推計

「サービス産業動向調査」の小分類と「サービス産業動態統計」の産業細分類を足し上げた分類から求められる前月比を代用する（詳細は、表1を参照）。

（表1）

供給側細品目		推計方法
7601	受注型ソフトウェア	産業細分類「受託開発ソフトウェア業」 ² の2024年12月値が存在しないため、「サービス産業動向調査」の小分類である「ソフトウェア業」の2024年12月値 ³ と、「サービス産業動態統計」の産業細分類を足し上げて求めた分類である「ソフトウェア業」の2025年1月値 ⁴ から求められる前月比を代用。
7604	パッケージ型ソフトウェア（ゲームソフト除く。）	産業細分類「その他のソフトウェア業」の2024年12月値が存在しないため、「サービス産業動向調査」の小分類である「ソフトウェア業」の2024年12月値と、「サービス産業動態統計」の産業細分類を足し上げて求めた分類である「ソフトウェア業」の2025年1月値から求められる前月比を代用。
8302	建設機械器具・事務用機械器具・電子計算機等賃貸業	産業細分類「建設機械器具賃貸業」及び「その他の物品賃貸業」の2024年12月値が存在しないため、「サービス産業動向調査」の小分類である「物品賃貸業（自動車賃貸業を除く）」の2024年12月値 ⁵ と、「サービス産業動態統計」の産業細分類を

¹ 「国民経済計算推計手法解説書（四半期別GDP速報（QE）編）2015年（平成27年）基準版」（令和7年4月24日改訂）を参照。

² 「国民経済計算推計手法解説書（四半期別GDP速報（QE）編）2015年（平成27年）基準版」（令和7年4月24日改訂）参考5（注4）にあるとおり、2025年1月以降「サービス産業動態統計」の調査票情報を集計した値を利用。以下、「サービス産業動態統計」の各産業細分類について同じ。

³ 「サービス産業動向調査」の中分類「情報サービス業」のうち、小分類「ソフトウェア業」について、調査票情報を集計し、「サービス産業動態統計」とリンク処理を行った値。供給側細品目「パッケージ型ソフトウェア（ゲームソフト除く。）」及び「ゲームソフト」について同じ。

⁴ 「サービス産業動態統計」の中分類「情報サービス業」のうち、事業所用の分類である「ソフトウェア業」並びに企業等用の分類である「受託開発ソフトウェア業」、「ゲームソフトウェア業」及び「その他のソフトウェア業」の合計値。供給側細品目「パッケージ型ソフトウェア（ゲームソフト除く。）」について同じ。

⁵ 「サービス産業動向調査」の中分類「物品賃貸業」のうち、小分類「物品賃貸業（自動車賃貸業を除く）」について、調査票情報を集計し、「サービス産業動態統計」とリンク処理を行った値。

		足し上げて求めた分類である「物品賃貸業（自動車賃貸業を除く）」の2025年1月値 ⁶ から求められる前月比を代用。
--	--	--

（参考1）⁷

「サービス産業動態統計」（2025年1月～）の産業分類

<u>中分類</u>	情報サービス業				
	ソフトウェア業 （※）事業所用の分類「ソフトウェア業」を含む値。			情報処理・提供サービス業	
<u>産業細分類</u>	受託開発ソフトウェア業	ゲームソフトウェア業	その他のソフトウェア業		
<u>中分類</u>	物品賃貸業				
	物品賃貸業（自動車賃貸業を除く） （※）事業所用の分類「物品賃貸業（自動車賃貸業を除く）」を含む値。				自動車賃貸業
<u>産業細分類</u>	産業用機械器具賃貸業	建設機械器具賃貸業	スポーツ・娯楽用品賃貸業	その他の物品賃貸業	

「サービス産業動向調査」（～2024年12月）の産業分類

中分類	情報サービス業	
小分類	ソフトウェア業	情報処理・提供サービス業
中分類	物品賃貸業	
小分類	物品賃貸業（自動車賃貸業を除く）	自動車賃貸業

（2）「特定サービス産業動態統計」を用いた推計

供給側細品目「7603 ゲームソフト」についても産業細分類「ゲームソフトウェア業」の2024年12月値が存在しないため、（1）と同様の方法により「ソフトウェア業」の前月比を代用することと考えられるが、「特定サービス産業動態統計」により確認できる「ゲームソフト」の例年1月の前月比と、「サービス産業動向調査」の小分類である「ソフトウェア業」の例年1月の前月比が大きく異なっていたため、前月比を推計するための「ゲームソフトウェア業」の2024年12月値を別途求めることとする。

具体的には、2024年12月の「特定サービス産業動態統計」における「ゲームソフト」の上位分類である「ソフトウェア開発、プログラム作成」に対する「ゲームソフト」の比率を、「サービス産業動向調査」の小分類である「ソフトウェア業」の2024年12月値に乗じて「ゲームソフトウェア業」の同月値と仮定し、これと「サービス産業動態統計」の産業細分類である「ゲームソフトウェア業」の2025年1月値から求められる前月比を代用する。

⁶ 「サービス産業動態統計」の中分類「物品賃貸業」のうち、事業所用の分類である「物品賃貸業（自動車賃貸業を除く）」並びに企業等用の分類である「産業用機械器具賃貸業」、「建設機械器具賃貸業」、「スポーツ・娯楽用品賃貸業」及び「その他の物品賃貸業」の合計値。

⁷ 「サービス産業動態統計」及び「サービス産業動向調査」をもとに内閣府で作成。

(参考2)⁸

「特定サービス産業動態統計」（～2024年12月）の産業分類

ソフトウェア開発、プログラム作成			
受注ソフトウェア		ソフトウェアプロダクト	
うちシステムインテグレーション		うちゲームソフト	

2. たばこの出荷額について

供給側推計のたばこの出荷額は、「四半期決算レポート」（日本たばこ産業株式会社）等に基づき推計を行っているが、当該レポートの公表時期の関係上、1－3月期の販売数量の値を推計に取り込むことができない。そのため、「鉱工業指数」（経済産業省）の「食料品・たばこ工業」から推計した「たばこ」の前期比等を用いて補外する。

3. R&D（研究・開発）の産出額について

R&Dの市場生産者分の産出額は、直近の第一次年次推計値をベンチマークとしつつ、直近で利用可能となる「全国企業短期経済観測調査」（短観）（日本銀行）における研究開発投資額等に基づき推計を行っている。

今期の四半期別GDP速報における2024年度中の各四半期におけるR&Dの産出額（市場生産者分計）の推計値は、表2のとおりとなる⁹。

（表2）市場生産者（民間企業・公的企業合計）分のR&D産出額

年度／四半期	金額 (兆円)	対前年度（同期）比 伸び率（％）
2024年度	18.3	6.8
4－6月期	4.4	6.8
7－9月期	4.5	6.8
10－12月期	4.6	6.9
1－3月期	4.8	6.8

（注）名目、控除可能な消費税額を含むグロス値。四半期は原系列。

4. うるう年調整について

供給側推計の3月値の補外推計に際しては、2024年1－3月期四半期別GDP速報（1次速報値）でうるう年調整を行った品目（「そう菜・すし・弁当」「道路輸送」「郵便・信書便」）について、前年の計数に28/29を乗じたものを用いて対応する。

5. 季節調整について

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して設定してきた異常値処理のダミー変数は、統計委員

⁸ 「特定サービス産業動態統計」をもとに内閣府で作成。

⁹ 非市場生産者（民間企業設備のうち対家計民間非営利団体分、公的固定資本形成のうち一般政府分）の2024年度のR&D産出額の推計値は、2024年7－9月期四半期別GDP速報（2次速報値）時点から変更はない。推計値については、『2024年7－9月期四半期別GDP速報（2次速報値）』に係る利用上の注意について（令和6年11月27日）の表3を参照。

（https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/siryou/2024/pdf/announce_20241127.pdf）

会国民経済計算体系的整備部会における議論¹⁰を踏まえ、2024 年 7－9 月期四半期別 GDP 速報（2 次速報値）以降、当面の間は引き続き、外れ値の判定に用いる信頼区間を 99%として加法型異常値処理のダミー変数を設定する。設定したダミー変数については、毎回の四半期別 GDP 速報の公表時に併せて公表する。

なお、速報期間（2024 年 1－3 月期以降）の処理は、暫定的な処理であり、この手法により設定したダミー変数の取り扱いについては、2024 年度国民経済計算年次推計を反映する 2025 年 7－9 月期四半期別 GDP 速報（2 次速報値）において、再度検証する¹¹。

6. 各種統計調査における変更等を受けた対応

（１）「商業動態統計」の水準調整に伴う対応

供給側推計の「卸売」、「小売」及び流通品在庫の基礎統計である「商業動態統計」（経済産業省）について、令和 7 年 4 月 30 日に経済産業省より公表を予定している 2025 年 1－3 月値では、ベンチマークが「令和 3 年経済センサス-活動調査」（総務省）に更新されるため、過去の計数と一貫した系列にならないことから、同時に公表されるリンク係数を用いて 2025 年 1 月以降の公表値の水準を調整することとする。

（２）「毎月勤労統計調査」における変更を受けた対応

「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）においては、2025 年 1 月に標本事業所の部分入替えが行われている¹²。これを受け、雇用者報酬推計においては、その推計に用いている「毎月勤労統計調査」の賃金データについて、2025 年 1 月時点での新旧データを用い、同月と 2024 年 12 月の段差が生じないように接続して推計を行う。

（以上）

¹⁰ 統計委員会国民経済計算体系的整備部会（第 35 回及び第 39 回）

（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/toukei/sna/kaigi.html）

¹¹ 各期の 2 次速報値の推計において設定した異常値処理は、原則として、2025 年 7－9 月期四半期別 GDP 速報（1 次速報値）までは変更しない。2024 年 10－12 月期四半期別 GDP 速報（2 次速報値）において設定した速報期間（2024 年 1－3 月期以降）のダミー変数については、2024 年 10－12 月期四半期別 GDP 速報（2 次速報値）「結果の概要」資料を参照。

（https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/sokuhou/files/2024/qe244_2/pdf/gaiyou2442.pdf）

¹² 厚生労働省「毎月勤労統計調査令和 7 年 1 月分確報の公表及びサンプル入替えの影響について」

（<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/monthly/dl/maikin-kaisetsu-20250407.pdf>）